

千葉市市道路線認定審査委員会要綱

(設置)

第1条 市道の認定の案件について、その適正を図るため、千葉市市道路線認定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、千葉市市道路線認定要綱第8条に規定する、その要綱の各条項の解釈について生じた疑義又はそれらの要綱に定めのない事項についての議決を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる職にある者を委員として組織する。

- (1) 土木部長
- (2) 土木管理課長
- (3) 路政課長
- (4) 土木保全課長
- (5) 土木事務所長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は土木部長を、副委員長は、土木管理課長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要があると認めたとき又は委員の請求があったとき、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めたときは、関係職員に必要な書類

を提出させ、又は委員会に出席を求めて意見を聞くことができる。

(持ち回り審査)

第6条 委員長は、審査案件が急施を要する場合には、持ち回り審査に付することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設局土木部路政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。